

平成 28 年 12 月 7 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 7 日 (2 日 目)

日程第 1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (1 0 名)

1 番	石 黒 正 重	3 番	高 原 典 之
4 番	清 水 英 勝	5 番	藤 井 満 久
6 番	山 下 節 子	7 番	吉 原 一 治
9 番	松 本 保	10 番	鈴 川 和 彦
11 番	榎 本 芳 三	12 番	榎 戸 陵 友

欠席議員 (なし)

欠 員 (2 名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総 務 部 長	大 岩 良 三	総 務 課 長	中 川 昌 一
検 査 財 政 課 長	山 下 雅 弘	防 災 安 全 課 長	大 岩 幹 治
税 務 課 長	石 黒 廣 輝	企 画 部 長	鈴 木 良 一
企 画 課 長	田 中 嘉 久	地 域 振 興 課 長	滝 本 恭 史
建 設 経 済 部 長	吉 村 仁 志	建 設 課 長	田 中 吉 郎
産 業 振 興 課 長	川 端 徳 法	水 道 課 長	相 川 徹
厚 生 部 長	柴 田 幸 員	住 民 課 長	鈴 木 正 則
福 祉 課 長	神 谷 和 伸	環 境 課 長	宮 地 廣 二
保 健 介 護 課 長	滝 本 功	教 育 長	大 森 宏 隆
教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長	内 田 静 治	社 会 教 育 課 長	森 崇 史

学 校 給 食 会 計 管 理 者
セ ン タ ー 所 長 兼 出 納 室 長
宮 本 政 明 鈴 木 茂 夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 相 川 博 運 主 査 保 母 公 次

[開議 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

本日は12月定例町議会2日目になります。

御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（松本 保君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

3番、高原典之君。

○3番（高原典之君）

議長のお許しを得ましたので、一般質問、お尋ねしたいと思います。

1つ、私、今回ビラ・マリーンのことで質問させていただきたいと思います。

大題としては、ビラ・マリーンの有効活用をということでよろしく申し上げます。

師崎地区の安心・安全にとって、防災の拠点の整備は大変重要なものであります。住民の命を守ることは、何といたっても最優先に考えなければなりません。多大な負担を町民にお願いせねばならないということでもあります。それだけに、やはり説明責任と、それから皆さんに理解してもらおうという必要があると考えておりますが、愛知県に対して南知多町がビラ・マリーンの購入の意思を表明したことに対し、次の3点質問いたしたいと思います。

1つ、今回の購入への判断というのは、町長はもとより執行部の皆さんの賛同もきちりと得た上で御判断されたことでしょうか。

2つ目、この施設全体を常時利用するという場合に、施設の維持にはどれほどの維持

管理費というのがかかるものでしょうか。また、その維持管理費についてはどこが負担をしていくものでしょうか。

3つ目、もし町費以外で維持管理費を捻出できない状況になる場合は、将来ずっとこの施設を管理するために町費を投入し続けるという覚悟はあるかどうか、お考えをお示しく下さい。

以上3点、よろしく申し上げます。なお、再質問は自席にて行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは御質問1-1、今回の判断は、町長はもとより町執行部の賛同も含めての統一した判断ですかについて答弁させていただきます。

南知多老人福祉館の取得につきましては、庁内でさまざまな観点から議論を重ねており、町長を含め、町執行部の統一した判断に基づき決定したものでございます。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（松本 保君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

ありがとうございます。

ビラ・マリン購入に当たっては、昨年度よりもいろんなことがありまして、きのうの質問の答えの中にもその経緯等を伺いましたが、前もっては、大変維持管理費もかかるということで購入はできないんじゃないかというようなことを言われておった時期もあったと思うんですけれども、それがどういうタイミングでそういうふうに入りに向けての方向にかじが切りかわったのか、その辺をちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

昨日の一般質問の答弁でも述べさせていただきましたけれども、まず平成28年6月28日に、師崎地区の4団体、師崎地区、師崎まちづくり協議会、師崎漁業協同組合、師崎

商工会の代表者の連名で、地域内の津波避難所がないため、南知多老人福祉館を防災拠点施設として町で取得するよう陳情書が町に出されてきたと。それから、7月5日には県に対して、宿泊施設としての利活用、津波1次避難施設としての利用、地元民の雇用の確保、宿泊施設の5年以上継続、隣接住民の通用路の配慮に加えて、応札者を実績選考にすることを担保できないか、町長が県の方に出向いて確認した結果、保証はできないという県側の回答によりまして、町民の安心・安全を最優先と考えて、町が南知多老人福祉館を取得するというのを県のほうに意思表示をしてきたと、そのタイミングによることでございます。

(3番議員挙手)

○議長（松本 保君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

ありがとうございます。

やはり地元住民たちからの強い要望があつて、そういったことの要望に基づいて御判断されたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

そのとおりでございます。

(3番議員挙手)

○議長（松本 保君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

ありがとうございました。

それでは、2番目をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問1-2、この施設全体を常時利用できる状態に保った場合、施設維持に係る維持管理費は幾ら程度かかるか。また、その費用はどこが負担していくのかに

ついて答弁をさせていただきます。

今までの状態で施設を維持しようとする、光熱水費や保守点検費用などで年間数千万円ほどかかりますが、避難所として使用する場合の維持管理費がどれだけ必要かにつきましては、費用を極力抑える観点から調査している状況でございます。

なお、維持管理費は町が負担する考えでございます。以上です。

(3 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

3 番、高原君。

○3 番（高原典之君）

極力維持管理費は抑えるというお答えでしたが、極力抑えた場合に、この施設の利用というのは、実際にはどこまでの利用ができる状態になるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

どこまでその機能を保てるかということによろしいでしょうか。

避難所としての必要最小限の機能を持たせるにはどのくらいの維持管理が必要なのかということにも関係するわけですが、建築基準法、それから消防法令などを踏まえ、現在調査中でございます。

では、避難所としての必要最小限の機能とは具体的にどれくらいかということだと思いますが、雨風が防げて、生命の確保ができることが基本でございます。具体的には飲料水、食料、トイレ、それから電気などがあると思います。その飲料水の確保にしましても、現在の上水道を利用するのか、または仮設で既設以外に引くのか、またトイレも既設の浄化槽を利用するのか、簡易トイレで対応するのか、災害対応トイレを購入するのか。また、電気についても既設設備を利用するのか、発電機で対応するのか、そういう選択によって維持管理が大きく変わってまいります。

これらのどの方法を選択するかによって維持管理は大きく変動しますので、その方法がまた消防法令などクリアできるかどうかを現在調査・協議中でございますので、具体的な数字は現在申し上げられません。以上でございます。

(3 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

調査中ということで、数字はなかなか上げられないという答弁ではありましたが、実際に購入ありきということで、買ってみたら物すごく維持管理費がかかるようであったということでも、またちょっと問題も出てくるのかもしれませんが、でも、地域の安心・安全はお金にはかえられないといった側面も当然あると思うんですけれども、当然、実際に調べてみないとわからないということもあります。町としては、これぐらいまで抑えられたら町として維持ができるんじゃないかという概算的なものはおありでしょうか。

○議長（松本 保君）

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

現在、以前管理していた業者等に確認中でございますが、1つ、今現在、まだそれで決めたというわけではありません。もっと削減できる過程がございますが、300万円とかいう数字は聞いております。

ですが、それも方法によってもっと削減できるんじゃないかとか、いろいろ、または既設の設備を改良することによって年間の維持管理が下げられるということも可能でございますので、そこらを今現在調査中でございます。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（松本 保君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

なるべく、当然、安価な値段で管理ができるのにこしたことはないんですけれども、実際大きな地震等、災害がありますと、実際に多大な維持管理費をつけて全部設備を使えるようにした状態にしてあったとしても、そういった災害時には全てまた機能しないということも想定ができて、せっかくずっと負担し続けてきた、利用するためにしてきたことが、実際に災害が起きたときには全く機能しなくて、今までかけてきたことが全然無駄とは言いませんが、利用できないということも想定できると思うんですけれども、そういった防災拠点、これは町全体、全てにおいてですけれども、災害の指定地域に指定された南知多町にとっては、防災ということについて大変力を入れておるわけで

すけれども、そういったことはどんどんとやはり大きく膨らんでいくということになっていこうと思うんですけれども、そういったことも含めて、全てにおいてそういったものの災害時の機能が失われるという可能性もあると思うんですけれども、ビラ・マリーンにおいても、そういったときの機能が全く使えない状態になる、倒壊は免れたとしてもということも想定ができるのではないかとということも考えるんですけれども、その辺の、災害時においてのビラ・マリーンの今の建物においてどこまで使えるのか、機能がどこまでのものが維持できそうなのかということは、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

先ほども申し上げましたが、必要最小限の機能を確保するために定期検査、そういうものが必要になってくると思いますので、当然非常時に避難してきたときに、最低限、先ほど申し上げましたトイレとか電気とか、そういうものは確保できるようにと考えております。以上でございます。

（3 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

3 番、高原君ですが、議題に沿わない質問等は御遠慮くださるようよろしく申し上げます。

3 番、高原君。

○3 番（高原典之君）

ありがとうございました。

何しろビラ・マリーンをせっかく購入するのであれば、本当に有効活用できたらいいなあというふうに私も思っておりますので、できるだけそういったことがしていただきたいなあというふうに思っております。

非常時、災害目的で雨風をしのげるとかといったことを先ほど伺いましたが、通常、災害時以外は、きのうの質問の中でも防災関係のこと以外は利用されないというようなことではありましたが、地元のほうからいろんな使い方がしたいんだという要望が上がってくるようなことが出てきましたら、どういうふうに対応されますか。

○議長（松本 保君）

高原君に申し上げます。発言は議題外にわたらないように留意してください。よろし

くお願いします。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは御質問1－3、町費以外で維持管理費を捻出できない状況になる場合は、将来ずっと町費を投入し続ける考えかについて答弁させていただきます。

この施設の取得に対しましては、緊急防災・減災事業債で購入するため、地方交付税算入70%と、実質30%、3割の負担で取得できることとなりますが、利用が防災・減災事業に限られるため、利用への制限が生じることとなります。

したがいまして、災害時の避難所として活用していくため、町費以外で維持管理費を捻出できないと考えております。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（松本 保君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

ありがとうございます。

町費以外では維持管理費は捻出できないというお答えをいただきました。

全て町費でやっていくんだというお答えだったと思いますけれども、どちらにしろ、南知多町全体としても住民の数も減っていく傾向があり、縮小する方向に、これは日本全国どこでもそうなんですけれども、なっていく方向にある中で、そういった防災にかかわることがどうしても大きくなっていくという中で、やりくりも大変になってくるとは思うんですけれども、町費で全部賄っていくんだというお考えというか、それしかできないんだということについて、建物も当然耐用年数等といったこともあって、維持管理するということも含めて、将来取り壊しという時期も恐らく来るのではないかなあと考えられるんですけれども、それも含めた維持管理費ということになると思うんですけれども、そちらのほうまでのことも一応お考えの中に入っておりますでしょうか。

○議長（松本 保君）

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

建物を取得すれば、当然耐用年数が過ぎれば取り壊し、またその後どうするかということは当然出てくることですので、そういうところも含めて考えております。以上でご

ございます。

(3 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

3 番、高原君。

○3 番（高原典之君）

建物、箱物行政全てにかかわることですけれども、補助金をもらったから、つくったから万歳というわけでもなく、維持管理から取り壊し、耐用年数が過ぎるまでを長いスパンで考えて、ものを買ったりつくったりということは大変重要であるとは考えますので、ぜひともこういった大きな建物は長いスパンで考えていただき、予算組みしていただき、将来に大きな負担が若い年代の方に残らないような形も含めて、皆さんに先々も安心して下さいということと、それから当然ですけれども、そういった維持管理費が負担になることで、本当に必要でやらなければならないことがおろそかになったりとかできなくなったりするという事だけは、やはりないようにしていかなきゃいけないと私は思うんですけれども、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（松本 保君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

高原議員の今回のビラ・マリーン取得に関しまして、非常に大きな施設でございますし、それに当然維持管理もたくさんかかるだろうと。それが今後の行政運営、いろんなサービスに、将来に禍根を残すようなことになるんじゃないかという御懸念の中での質問だと理解してよろしいですか。

そうしますと、議員の質問の中にもございましたけれども、私たちの地域は、南海トラフの巨大地震を震源としまして、津波に対しての特別強化地域に指定されている中にあることは御存じだと思います。

その中で、今回のビラ・マリーンが、当初、師崎地区からさまざまな御要望がございまして、1 回目の県の入札が流れた後、先ほど総務部長のほうから答弁させていただきましたけれども、宿泊施設で継続してもらいたい、雇用の確保をしてもらいたい、5 年はそれを続けていただきたい、県に使わせていただくことができた 1 次避難所としての確保もしてもらいたいと。それからまた、中にある道の関係がございまして、通行もさせていただけたいと、その 5 つを、県のほうに何とか入札の中で担保してもらえんדר

うかということをお願いしに行きながら確認をしたところ、やっぱり入札条件にそれをつけるのは難しいという中から、先ほど一番大きなきっかけになりました師崎地区4団体からの陳情もございましたし、その中で決断したものであります。

よって、使用目的は、何度も答えておりますが、避難所としての位置づけでございます。それが、維持管理費を最低限に抑えて、もちろん避難所としての十分な機能を持つということが前提でございますが、それを今、しっかり調査・研究をしているところであります。

およそ安心・安全に対して、こういう危険な町だと言われておる中で、どれほど町費を使ってやればいいのかという基準があるものではございません。例がよろしくないかもしれませんが、交通事故の対応、火災の対応、さまざまな保険を皆さん掛けておみえになると思いますが、家計を圧迫するような保険は当然掛けないわけでありまして、そういう考え方のもと、今、鋭意皆さんに満足していただけるような、維持管理費も含めまして、先ほど答えましたけれども、取得の費用に対しても何とかいいものがないだろうかと、当然借金、町債でやるわけでございますから、その返済も維持管理費にかかってくるわけですし、御指摘いただきました耐用年数があと20年ぐらいあると思います。その最後のときの経費も含めた考え方でいかなくってはなりません。維持管理費が余りにもかかるようだったら早く取り壊したほうがいいんじゃないかとか、さまざまな意見がとおりでしょうけれども、とにかく購入したわけございまして、あそこが我々町民にとって総合体育館以上の能力を持った避難所でございますので、それを安全・安心の地域力が上がったと前向きに捉えたいと今考えておるところでございます。

(3番議員挙手)

○議長(松本 保君)

3番、高原君。

○3番(高原典之君)

ありがとうございました。

せっかく購入するのであれば、本当に地域の方々に最低限の安心をもたらす施設でなくてはなりません。本当に十分と言ってほしいんですけども、やはり限られた財源の中で運営していかなければならないということも踏まえると、本当に最低限のことでお願いしていかなきゃいけないということになるろうかと思えます。

そういったことも含めまして、住民の方々に十分に満足いただける状況じゃなくなる

かもしれないような状況のときでも、きっちりと説明していただき、御理解していただき、本当にいざというときには利用できるというだけの機能を持たせながら、本当に先ほど、家計を圧迫するものであってはいけないという言葉もいただきましたので、そのことも肝に銘じて、維持管理、運営に当たっていただけることを切に願ひまして、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（松本 保君）

以上で、高原典之君の一般質問を終了いたします。

次に、7番、吉原一治君。

○7番（吉原一治君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番、町公民館及び町体育館跡地の有効利用についてでございます。

豊浜の堀奥にあります町公民館と旧町体育館の跡地の将来的な整備、利用法につきましては、9月の議会一般質問において当局の会見をお聞きしました。その中で、老朽化した町公民館については、町財政の厳しい状況を踏まえて、予算の範囲において今後も修繕しながら、地域の活動拠点として使用していくとの考えをお聞きしました。

町の多くの公共施設が老朽化の進む中、厳しい財政運営を思うとき、現在ある財政調整基金などの積立金はまさに貴重な財源であり、これを将来のために大切に使うていかなければならないと実感しています。

一方、公民館などの公共施設は、地域にとって、世代を超えて地域のきずなを深める大切な拠点施設です。地域住民の使いやすい施設としていくために、現施設の修理、改修に加えて建てかえも視野に入れて、地域とよく話し合いをしていくべきだと思います。

町の財政と地域の拠点、どちらも重要な課題です。健全財政と地域の拠点施設の整備の両立を、地域と行政の協力のもとで実現することが大切だと考えます。

そこで、改めて、老朽化した町公民館と旧体育館跡地の今後の整備方法についての質問をさせていただきます。

1番、町公民館の施設の現状についてお聞きします。

施設の規模と構造について、敷地面積、建物の構造、建築面積、階ごとの床面積をお答えください。

2. 施設の老朽度について、建築年と経過年数、耐震基準、耐震強度、耐震工事の実施のあるかないかをお答えください。

3番、施設の利用状況について、町公民館に事務所を置く団体名、会議や行事で公民館を利用した日数、町公民館の主な会議室等の面積と利用頻度、ふだん使用していない空き部屋のあるかないかをお答えください。

大きい2番です。今後、修理の必要な箇所が、費用もふえていく心配があります。そこで、施設の維持管理の見通しについてをお聞きします。

1番です。建物の修繕・改修の見込みについて、現在の建物で修繕・改修が必要な箇所、その修繕・改修の実施時期の見込みと費用、その他の今後懸念される修繕箇所と工事費の見込みをお答えください。

2番です。建物の耐震補強の実施見込みについて、実施期間の見込み、耐震工事費の見込みをお答えください。

前回の質問で、当面予算の範囲内で順次修繕していくとの回答でしたが、今後かかる費用や利用度の面を考慮し、次のような考え方について、地域と連携しながら検討していくに関して、最後に町長の考えをお聞きします。

1つ目は、1の今の施設の維持、修繕していく費用と比較しながら、規模を縮小して建てかえること。

2つ目、2に子供や高齢者向けの機能などをあわせて持つ、地域に密着した施設として整備すること。

以上です。答弁をお願いします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

ただいまいただきました御質問1-1の町公民館の施設の現状につきまして、答弁をさせていただきます。

まず御質問の施設の規模、構造ですが、敷地面積は1,098平米、建物構造は鉄筋コンクリート造3階建てでございます。延べ床面積としましては約479平米、各階ごとの床面積は、1階が176平米、2階が90平米、3階が213平米となっております。

次に、施設の老朽度でございますが、建築年は昭和48年3月でありまして、建築後43年が経過した建物であります。

町公民館につきまして、平成19年度に耐震診断を実施させていただいております。結果は、I s値が0.57でございました。このI s値とは構造耐震指標のことをいまして、

地震力に対する建物の強度、粘り強さを考慮し、算定されるものであります。

国土交通省の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針におきまして、この I s 値が0.3未満の建物については、大地震に対しまして倒壊・崩壊する危険性が高い建物と。また、I s 値が0.3以上0.6未満の建物については、大地震に対しまして倒壊・崩壊する危険性がある建物と。そして、I s 値が0.6以上の建物については、大地震に対し倒壊・崩壊する危険性が低い建物とされております。また、建築防災協会の基準によりますと、建物の耐震性能の判定におきましては、この I s 値が0.6以上あれば、現行の建築基準法と同等の耐震性能があるというふうにされております。

なお、町公民館の耐震工事については、これまで実施をしておりません。

次に、施設の利用状況でございます。

現在、町公民館には、豊浜地区の事務局、豊浜まちづくり会の事務局、町文化協会の事務局、そして豊浜鯛まつり太鼓打ち着物保存会による着物の保存・収納場所として使用し、地域の活性化に活用していただいているところでございます。そのほか公民館としての利用というものがあまして、平成27年度の実績で、合計で92日間、利用者数にして880人ございました。

主な会議室の面積と利用頻度につきましては、2階の和室が約20畳ございまして、27年度につきましては25日間の利用でございました。3階の第1会議室については60平米で、27年度85日の利用、同じ階の第2会議室については55平米で、27年度は4日間の利用でありました。なお、空き部屋はございません。

続けます。御質問1-2でございます。施設の維持管理の見通しにつきまして答弁をさせていただきます。

まず、建物の修繕・改修の見込みですが、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、町公民館は建築後43年間が経過しておりまして、議員御指摘のように老朽化した建物であります。したがって、修繕・改修が必要な箇所も建物全体に及ぶものと考えております。

その中で、できれば来年度、外壁及び建具の修繕工事、補修工事を実施したいというふうを考えております。また、今後懸念される修繕箇所としましては、会議室の空調設備の取りかえだとか3階のトイレの洋式化、階段・廊下の壁補修、浄化槽の修繕などが上げられます。いずれも数百万円規模の多額の工事費が必要となることを想定いたしております。

次に、耐震補強の実施見込みでございます。

まず、耐震補強に係る工事費につきましては、平成19年当時の試算で1億41万8,400円が見積もられております。その後の物価上昇分や今後の消費税アップなどを考慮しますと、現時点では当該工事に少なくとも1億数千万が必要ではないかなあというふうに考えております。

先ほど答弁させていただきましたとおり、町公民館のI s値は0.57ということでございますし、国土交通省から示されているI s値が0.6以上の建物は、大地震に対し倒壊・崩壊する危険性が低い建物というものを参酌しますと、町としましてはこの0.57、0.6にわずかに満たないわけでございますが、これが直ちに建物の倒壊・崩壊を意味するということまでは考えておりません。つまり、被害は0.6を境に、それよりも低い建物全てに確定的に被害が生ずるものではなく、I s値が低くなるに従って被害を受ける可能性が高くなっていく数字だというふうに認識をしております。

したがって、現在、町の財政状況を前提に考えますと、町公民館の耐震補強工事の実施につきましては、その優先度は若干低いものというふうに考えざるを得ないと捉えておまして、今後、財源の確保を含めまして、どのように取り組んでいくかということを検討していく必要があるというふうに考えております。以上であります。

(7番議員挙手)

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございました。

しかし、耐震まで維持していくには億というようなことを今聞きまして、実際びっくりしております。今、あの公民館にそれだけお金をかけて、最終的に壊すまでにかかる費用は、かなり町としても負担になるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

先ほど答弁させていただきましたように、非常に多額な費用がかかるというところがございます。そういうふうに捉えております。以上でございます。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

私に直接の質問でございましたので、お答えさせていただきます。

町の公民館、しっかり私も見てまいりまして、できた当時はすごく斬新でよかったんだらうなあというのは気配として伺いました。

教育部長が答弁をした中に、9月の一般質問のときも同じでございますが、修繕しながら利用をしていくという答弁をさせていただきましたけれども、見に参りますと、外の壁や何かで落ちてくると危ないかなあという部分がございます、きっと今回予算計上してくると思うのでございます。

大きく建物につきましては耐震の工事、それから解体の工事という、どうしても避けては通れないものがございますが、議員御指摘のように、耐震を1億かけてやるだけの建物だろうか。それは最初の答弁の中にありました、利用の数も非常に減ってきていると。もちろん、3つの団体と1つの太鼓打ち着物展の保存場所として貴重な部分がございますけれども、高齢化が進む中、3階までの階段を見ましても、また中2階とか、かなり凝った建物だなあと思う中におきましても、やはり町民の方は正直でございまして、使いにくさが出ていると思います。

その中で、今後、ことしですが、町のおおよその公共施設の総合管理計画をつくりまします。続けて再配置計画を検討してまいりますので、その中で町公民館の地域における機能、そういうものを、また地域の方々の要望も踏まえまして、議員御指摘いただきました子供や高齢者向けの機能などあわせ持って、地域に密着した施設として検討したらどうだというような御意見もいただいております。これは壊すことを前提にしていると思っておりますけれども、おおよそ全ての公共施設が老朽化した中、今までのような、ただ単に公民館という建物を今後つくるといことは難しいと思っておりますので、議員の指摘も踏まえながら、再配置計画の中で検討してまいりたいと思っております。

（7番議員挙手）

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

町長、ありがとうございました。

最後に一言、言わせてもらいます。

人口はまだまだ減り続けることも、公共施設も古くなって限界に近づいている施設もあると思うんです。それに目を背けてはならないのが事実です。これは、町の税収が減少していくとともに、施設の維持管理や変更の費用が増大していくことを意味します。

ただいま説明の中でも、今後公民館の修繕費、改修費が多額になることとし、耐震補強も考えれば、そのときには1億円を超える財源が必要になります。今のやり方で施設の修理を続けながら今ある建物を維持し続けることは、いずれ近いうちに限界を迎えるのではないのでしょうか。

前日も言ったことですが、これからは公共施設のあり方についても地域との協力を連携のもとに、財政的な負担を少なくして済む方法を一緒に考えていかなければならないと思うんです。まず豊浜地区において、こういう問題はどうか対応していくかを地域と行政が協力してよく話し合い、方法を見つけてほしいと思います。それを強くお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本 保君）

以上で、吉原一治君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時30分までといたします。

〔 休憩 10時17分 〕

〔 再開 10時30分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、11番、榎本芳三君。

○11番（榎本芳三君）

よろしくお願ひいたします。

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

壇上におきましては、通告に従いまして朗読等の質問としますので、お願ひいたします。

南知多町の人口についてをお願ひいたします。

本町では、平成22年9月に第6次総合計画を策定し、本年3月には本総合計画の重点プロジェクトなどを見直し、後期計画として策定されました。その総合計画の当初には、まちづくりの目標指標として、今から4年後の平成32年の将来人口が1万9,000人と設定されていますが、現在も人口減少が続いています。

このことを踏まえ、以下の質問をいたします。

1 番として、現在そのまま人口が減少していくと、平成32年の人口はどうなるのか。

2 番、本町が現在実施している人口減対策にはどのようなものがあるか。

3 番、今後はどのような対策を進めていく予定があるのか。

大きい2番といたしまして、災害時の町民の避難について。

本町は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。町長は安心・安全な町を目指し、町民の生命・財産を守るとうたっていますが、その成果はどのような形であらわれているのかお伺いをいたします。

1番としまして、特別強化地域指定後、町内の各地区でどれだけの避難路が整備されたのでしょうか。また、現在予定されているものはどのくらいありますか。

2番としまして、町は、内海の中之郷のようにすぐ近くに高台がない地区でも安全避難ができると言っているが、高齢者など体力がなく、歩く速度が遅い人でも本当に大丈夫なのか。

大きい3番に移ります。

知多地方税滞納整理機構についてお願いをいたします。

南知多町は、平成23年より知多地方税滞納整理機構へ職員1名を派遣し、町税の徴収の一部を滞納整理機構に移管しているが、この機構に関しては以下の質問をいたします。

1番としまして、知多地方税滞納整理機構の所在地と職員数は。

2番としまして、平成27年度末の本町の滞納件数と金額は。

3番、上記のうち、滞納整理機構に移管した件数と金額は。

4番としまして、滞納整理機構に移管したもののうち、徴収できたものの件数と金額は。

以上の簡単なことを質問いたしましたが、壇上では終わります。

答弁の内容によりまして、自席で再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは御質問1-1、現在そのまま人口が減少していくと、平成32年の人口はどうなるかにつきまして答弁させていただきます。

本町では、平成28年3月、町の長期的な将来人口の展望を示すため、南知多町人口ビジョンを策定いたしました。その中で、町の人口減少が今のまま進んだ場合の推計値として、国立社会保障人口問題研究所の推計方法に準じた設定のもとに、平成32年の人口を1万7,769人と推計しております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

いろいろありがとうございました。

私が思うには、人口減では、各イベントとか踊りとか催し物は大切なんですが、人口増加には結びつくかどうかと思います。

また、内海駅前開発というのがいろいろ文書ではうたわれておりますが、内海の駅前開発を実行して、一等地をつかって、住宅をつかって人口をふやす方法を考えるのが一番ではないかと思います。ましてや、今、この間もテレビでやっていましたが、稲沢の市長も規制緩和を見直すということをしきりに市長の選挙で言うておりました。これをどうか取り上げていただくとありがたいかなあと考えております。どうか明確な答弁をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

ただいまの御質問、内海駅北の整備についてでございますが、過去にも御質問いただきまして、法律に基づいた答弁ということになりますと、御納得いただける答弁にならないかもわかりませんが、内海駅北側につきましては、都市計画法上の用途地域が第1種低層住居専用地域となっております。区画整理等の面整備を想定し、面整備しやすいように、予定区域内に建築させないように、建蔽率30%、容積率50%という大変厳しい建築条件となっております。いわゆる暫定用途地域という用途指定となっております。

この暫定用途地域を解消し、用途地域を変更するための手法といたしましては3つございます。土地区画整理事業、それから地区計画による基盤整備、それから民間による開発行為、以上3つが基本となるわけでございます。

土地区画整理事業につきましては、昭和56年当時、土地所有者からの発議、民間から

の発議によりまして計画したわけでございますが、地元同意の取りまとめができずに計画が頓挫し、現在に至っているわけでございます。現在におきましては地価が大幅に下落しておりまして、土地区画整理事業では保留地が仮に全部完売できても、採算がとれないというような状況になっております。民間による開発も同様でございまして、採算がとれなければそこに誰も手を出さないということでございます。

また、地区計画の策定でございますが、これはその住民、土地所有者の合意が基本でございまして、ただ単にそこに道路を整備すれば用途地域の見直しができるというわけではございません。

議員おっしゃるように、町といたしましても内海駅北にふさわしい土地利用を模索してきたわけでございますが、なかなか手だてが見つけれずに現在に至って苦慮しているということでございます。

いずれにいたしましても、そこで事業を計画するには土地所有者の意向が最優先ということになりますので、その予定地域内の土地所有者の方の意向確認調査の実施を検討しておるところでございますので、御理解していただきますようお願いいたします。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

毎回、行政はそう言っておられるんですが、何とか一步でも二歩でも前向きな答弁をしていただくとありがたいんですが、法律法律と言われるんですが、四十数年、50年近くたっても、いつまでも法律で言われておったら、じゃあ内海の駅前開発という将来性というのは、行政はうたっておるだけですか。ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

内海駅の北側の開発につきましては、議員のおっしゃるとおりで、ずっと検討しているばかりでなかなか前に進まない。確かに町としても、内海駅という付近ですので、何とかやっつけていきたいというのは思っておるわけでございますが、ただ、現状、土地の

地価の低迷、それから土地需要の少なさ、そういうことを考えると、なかなか前に進めないのが現状であります。

ただ、先ほども建設課長のほうから答弁させていただいておりますが、その土地所有者の方々の意向、またその方々の意見を集約してやっていかなければならないと考えておりますので、その辺のほうをまたよろしく願いいたします。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

部長、ありがとうございます。

早急に、一步でも二歩でも前へ進むような政策を立ち上げていただかないと、せっかくの一等地の内海駅前開発が何もならない状態なんです。

もっと栄えておるときならもっと早かったんだろうけれども、前から言うとおりに、区画整理をやればええよとか、そういうのはもう時代の外れた話なんで、行政側が県とか国に陳情してできる方法を考えていただくとありがたいんですが、そういう方法はこの南知多町ではできないんでしょうか。

また、よその町村ではそういうことをやっておると思うんですが、どんな町村のうわさも聞いて、あるかないか、ちょっと教えていただくとありがたいんですが。

○議長（松本 保君）

回答前に榎本君に申し上げます。

1-2、1-3の回答がまだないんですが、その回答とまざっているような気がするんですが、1-2、1-3の回答を先にやってもらったほうがよろしいですか。

○11番（榎本芳三君）

済みません、ちょっと私が焦っております。

じゃあ、1、2、3と回答していただいてから、一番の問題は今の形でいきますが、2と3と、またちょっと今から行政のほうで回答してください。済みません。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-2、1-3を一括して答弁させていただきます。

まずは御質問1-2、本町が現在実施している人口減対策にはどのようなものがあるかにつきまして、答弁させていただきます。

本町が現在実施している人口減対策でございますが、具体的な取り組みとしまして、交通の利便性を確保するため、海っ子バスによる公共交通の整備を進めてまいりました。

また、空き家・空き地の有効活用を進めるため、空き家バンク制度を創設して居住の利便性を図っております。

産業面においては、町内産業の連携を進める6次産業化を進めたほか、1次産業を基幹産業とする本町の特色から、農業や漁業の新規就業を支援し、若者世代を仕事の面から支援する制度として農業次世代人材投資事業交付金の給付や、町独自の取り組みとして農林漁業新規就業者支援事業での家賃の補助を実施しております。

また、特に若い世代の流出に対しての対策としましては、保育所におきまして、同時入所保育料の無料化、低年齢児の受け入れ体制などを通して子育て世代への支援を行っておりますし、第3子以降の子供の誕生をお祝いする子育て支援金の支給も続けております。また、放課後児童クラブを町内2カ所で開設しております。

子供医療につきましても、対象年齢を高校生まで拡大して、入院・通院の無料化を次年度から実施する見込みです。

学校教育につきましては、児童・生徒一人一人の個を尊重して、きめ細かい教育を進めるとともに、地域と一体となった活動を展開し、魅力ある教育の推進により若い世代の流出を防ぎます。

また、離島高校生の通学費、アパート代などを補助する就学支援を継続することにより保護者の負担軽減を図り、流出を防ぎます。

次に、御質問1-3、今後どのような対策を進めていく予定があるかにつきまして、答弁させていただきます。

御質問1-1で触れました人口ビジョンと同時に、平成28年3月、本町ではまち・ひと・しごと創生法に基づき地方版総合戦略を策定いたしました。

この地方版総合戦略は、日本の総人口が減少に転じる中、人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくという国の戦略と呼応し、若者の転出抑制、出産・子育てしやすい環境の充実や移住の促進などの施策を取りまとめたもので、現在、この戦略に定める4つの基本目標に沿って、若者の転出抑制や出産・子育て支援、移住・定住促進などを通じて町の活力の維持に努めているところでございます。

1つ目は、仕事を確保し、生活の基盤を安定させるというもので、農業・水産業等の生産基盤の整備を進めるとともに、担い手や後継者の育成にも努めております。さらに今後は、就職情報の提供など町内及び周辺企業との連携を強化して、若者の地元就職・定住を図っていきたい考えです。

2つ目は、交流を活発にし、南知多町が好きになった人々を呼び込んで、町の魅力や観光情報などを広く発信し、観光協会を中心に多彩なイベントを実施して、交流人口の拡大に努めております。この交流拡大を移住・定住につなげる空き家バンク制度を整備しております。今後は、さらにこの空き家バンク制度を便利で利用しやすいものとするため、物件情報の充実などについて努力してまいります。

3つ目は、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるです。未婚者の出会いの場を提供するための婚活支援事業や、同時入所保育料の無料化、低年齢児の受け入れ、さらには第3子以降の子供の誕生をお祝いする子育て支援金の支給などを実施しています。今後も子供医療費の無料化の対象拡大など、子育て世代への支援拡充を図るとともに、本町らしい魅力ある教育環境の整備・充実を進めていきたい考えです。

4つ目は、時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守るです。人口減対策は、そこに住む人々の生活にかかわる総合的な施策を通じて、住みやすいまちづくりを推進することにほかなりません。安全で安心して暮らせる町とするため、防災・減災対策はもとより、公共交通、健康づくりや福祉の充実などを実施してまいりました。引き続きこれらの施策を着実に推進し、日本一住みやすい町を目指して努力してまいります。

また、この総合戦略では、重点戦略としてターゲット別定住・転入促進戦略と、そのプロモーションの戦略的展開が上げられています。今年度、地方創生加速化交付金を受けて、タウンプロモーション事業として移住・交流を促進するためのポータルサイトの構築や、プロモーション動画、移住促進パンフレットの制作を行っております。また、今後、このプロモーション事業を発展・展開するためのプロモーター養成などを実施してまいります。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

先ほどは失礼しました。

部長、いろいろ説明していただきまして、ありがとうございます。

1番のところで、現在の人口、どこまで集計を、行く末を出してみえるのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（松本 保君）

企画課長、田中君。

○企画課長（田中嘉久君）

人口ビジョンにおきましての今後の見通しの推計でございますが、この将来人口の推計は、この後、85年ほど先の2100年までを推計しております。この中で、2100年の今のまま人口が減り続けた場合の人口は2,778人、こういった数字になっております。

なお、この人口ビジョンの中では、これを1万1,000人で安定させるという目標を掲げておるものでございます。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございました。

それから2問目の、大きい1番の2は質問なしでいきますので、3番に移ってください。お願いします。

1-3です。

先ほどの建設課関係で、またわかるように……。

○議長（松本 保君）

榎本君に申し上げます。

マイクのスイッチを入れてください。

○11番（榎本芳三君）

駅前開発の件で1つ、各町のというところで私がミスして終わったんですが、ひょっとデータがありましたらお願いをしたいんですが。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

国や県へのお願いの件だと思いますが、他地区の件についてはちょっと存じておりま

せんが、ただ、今後、県や国へ要望していくに当たりまして、どのように開発していくのか、地域住民の要望を基本としまして決定し、その助成をお願いするということは考えられますが、ただ単に用途を変更するということの要望についてはできないと考えておりますので、御理解していただきますようお願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

他地区では規制緩和をやらねばいけないとか何か言われるんですが、他地区ではできるものが、うちの町ではできない可能性のほうが濃いような気がするんですが、それでは開発なんてどこもできないということになるんで、そういう点は、うちの町は人口ビジョンといわれるけど、住宅も何もできなかつたら住宅ビジョンもできないと思うんで、それをちょっといろいろ研究していただきたいんですが。

これは今、回答は要りません。今後とも南知多町が発展のためには努力をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それと、引き続きまして、ちょっと再質問を続けてやらせてもらってもいいかね、議長。

○議長（松本 保君）

どうぞ。

○11番（榎本芳三君）

これは参考の例でいきますと、成功した例が、皆さんテレビで何か見ておると思いますが、石川県の羽咋市、島根県の邑南町というところがスーパー公務員が出ていますね。それは行政の発展のために、人口増しに寄与できるようにしております。他の自治体にもいるスーパー公務員と呼ばれるような職員の育成にも期待をします。

例としては、羽咋市は人口2万1,000人で市です。職員が136人という数字が出ております。いろいろのスーパー公務員の言葉ですと、可能性の無視は最大の悪策であるという言葉が出てきます。どうか、南知多町も前向きな行政をしていただいて、スーパー公務員らしき人を育てるといような方向でお願いをいたしたいと思っております。

これは回答は要りませんので、これで1番は終わらせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問 2-1、特別強化地域指定後、町内の各地区でどれだけの避難路が整備されたのか。また、現在予定されているものはどのくらいあるかについて答弁させていただきます。

南知多町が津波避難対策特別強化地域に指定された平成26年3月の後に、町内で避難路が整備された件数につきましては、修繕を含めると、平成26年度には11件、平成27年度には5件の実績があり、平成28年度には2件完了し、3件を発注済みであります。29年度以降の予定につきましては、現在検討中であります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございました。

2-1番で、ちょっとお願いをいたします。

今のサービスセンターのところは防災無線はつけていないので、あの周辺が防災関係には非常に不便さを住民が行っております。

それともう一つは、特別強化区域にいただいたのに、5地区に避難タワーを設置してほしいというお願いは前回にもしましたが、焼津市が21基つくられております。それから、三重県の大紀町には、前は錦タワーを新設してつくられたのに、今は10メートルの想定で津波ということで、たしか16メートルだと思いますが、避難タワーをつくり直しておる世の中です。それを考えてほしいんです。

○議長（松本 保君）

榎本君に申し上げます。

2-2の回答も先に述べた方がよろしいですか。

○11番（榎本芳三君）

一つ一つお願いできませんか。あとは2-2だけですから。

○議長（松本 保君）

今も質問がまざっているような気がするんですが。

○11番（榎本芳三君）

それじゃあ、1と2と同じ回答で、一遍で済ませてください。

○議長（松本 保君）

じゃあ、2-2の回答を先にやっていただいてもよろしいですか。

○11番（榎本芳三君）

そうですね、2-1は済ませていただいたもんね、今。

○議長（松本 保君）

2-1が済みました。

2-2のほうに中之郷って出てきますが、2-1のほうで中之郷が出てきましたんで。

○11番（榎本芳三君）

ちょっと私が勘違いして書きかえた。

済みませんが、今言ったことは2-2のほうで回答していただけますか。

○議長（松本 保君）

まずは2-2の回答を。

○11番（榎本芳三君）

2-2の回答を下さい。お願いします。今の読み上げました途中になりますが……。

○議長（松本 保君）

2-2の回答を先に述べたほうがよろしいですか。

○11番（榎本芳三君）

先に2-2をちょっと。

○議長（松本 保君）

じゃあ、こちらのほうで2-2の回答を。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは御質問2-2、町は、内海の中之郷のように、すぐ近くに高台がない地域でも安全に避難ができると言っているが、高齢者など体力がなく、歩く速度も遅い人でも本当に大丈夫なのかについて答弁をさせていただきます。

平成25年3月に消防庁が作成した津波避難対策推進マニュアル検討会報告書では、歩行困難者や乳幼児等の歩行速度の目安として、秒速0.5メートルの速さが示されております。

平成27年9月に策定した南知多町津波避難計画におきましては、避難速度を秒速0.5メートルとした場合に避難が困難な地域を確認したところ、19の小字が対象となりましたが、内海地区の中之郷はその中には含まれておりませんので、津波が陸地に到達する時間までには避難が完了できると考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

大丈夫だと言われるんですが、よその例が、先ほどミスして申し上げましたとおり、危機感を感じておるわけですね。東海地方でも、この11月は2回も地震がありました。町判断で大丈夫だと言ってみえるのか、県の防災局とか文書を出してあるか、国交省にも文書を出してあるのか、それからまた非常時の職員の出動はどういうふうになっておるのか、町内と町外の職員の緊急の出動ができる体制はどういうふうになっておるのか、ちょっとお伺いしたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

今、議員のおっしゃられた町の判断で大丈夫か、あと国交省や県に文書等を出しているかということの質問につきましては、先ほど総務部長が答弁しましたように、町におきましては、避難所に行くまでの速度は、乳幼児等、足の悪い人などにつきましては1秒当たり0.5メートルということで、中之郷地区につきましては、小字でいうと、大字中之郷に関しましては、避難時間が39分と考えております。浸水開始時間につきましては59分ということですので、町の判断として避難ができるという判断をしております。また、足の悪い人や歩行困難者につきましては、共助という考えのもとに隣近所の人などが一緒に行っていただければと思います。

続きまして、町内・町外の職員についての御質問ですが、現在、南知多町、特別職や再任用を除きまして職員209名ございます。その中で町外、南知多町以外から通勤をしている職員は96名、割合でいきますと46%ということであります。

非常時の対策はということでございますが、あくまでも災害があった場合に職員本人、

あるいは家族の安全が確保されたという仮定で申しますと、27年度に町の職員宛てに調査を行いました。その結果、1時間で参集できるという職員につきましては約30%、2時間で参集できるという職員につきましては50%ほどありました。このことからいいますと、町内在住の職員につきましては、自分の安全が確保できていればという前提のもとですが、約2時間で本庁のほうに参集をしまして、災害の対応に当たれると考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

この2番に対して、中之郷の区の人々の避難時間が39分というデータですが、ここの集落は家がみんな古いんで、倒れたりなんかすると、これを踏み越えて年配者が行かないやいけないんですね。そうした場合にもっと時間がかかるので、避難タワーを、内海とはいいません、5地区に1つずつつけていただくよう要望したいんですが、そういうことは、行政は国や県の補助金をもらえればある程度の価額で済むと思うんですが、避難タワーをつくるのには幾らぐらい想定してみえるのか。ちょっとそれを、わかる範囲でいいんですが、お願いをできますか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

避難タワーにつきましては、今現在、町のところで積算のほうはしておりませんが、よその三重県のほうで、ある地区におきますと、対象人員300名ほどで約1億ぐらいかかったという例がございます。

(11番議員挙手)

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

非常にお金がかかる、1億ぐらいというのは相当立派なものだと思うんですが、本当の柱むき出しの建物でしたらそんなにかからないと思うんですね。焼津の21基は、全部

柱だけで裸です。今、塗装も特殊な塗装がしてありますので随分長もちすると思うんですが、そういう点と、これに対しての補助金というのは出ないのか、町単費なのか、県や国の補助金をいただけるのか、それもありましたらお願いいたします。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

タワーの建設につきましては、補助対象要件があれば、国の補助対象にはなりません。

（11番議員挙手）

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

できたらまた国のほうにもそういう要望を出して、最低限で建つ方法を考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今、39分という数字が出たんですが、それで逃げられない場合、町行政、どこの行政でもですが、生命・財産を大事だと言われるんだったら、こういう最悪の場合を考えてほしいんです。数字ばかりじゃありません。どんな津波が来るかわかりません。数字ばかりじゃなしに、もっと深く考えて、最大のことが起きた場合のことを想定してやっていただくとありがたいんですが。

今の職員さんが、これはできないよでいったら、次の後輩の人たちもできないよで終わっちゃうんですね。だから、一步でも二歩でも進んでいただかないと、生命・財産という言葉は使われないと思うんです。そういう点も進めていただければ結構ですので、これも答弁は要りません。よろしくお願いいたします。

それでは、3番に移ってください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは御質問3-1、知多地方税滞納整理機構の所在地と職員数について答弁させていただきます。

まず、所在地につきましては、愛知県と知多5市5町が連携して滞納整理を推進する

ことができる場として、事務所は半田市の出口町にあります愛知県知多総合庁舎北館内に設置してあります。

また、職員数につきましては、チームリーダー等としての愛知県職員2名と、知多5市5町よりそれぞれ1名ずつ、本町からも1名派遣された職員10名と合わせて、合計12名での体制となっております。以上です。

○議長（松本 保君）

榎本君に申し上げます。

4番までの回答でよろしいですか。

○11番（榎本芳三君）

済みません、一括でお願いいたします。

○議長（松本 保君）

回答を4番までお願いします。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

続きまして御質問3-2、平成27年度末の本町の滞納件数と金額について答弁させていただきます。

平成27年度末の本町の滞納件数については、町県民税や固定資産税、国民健康保険税など各種税目ごとに1件として数えますと、合計1,630件となっております。また、滞納金額につきましては、合計4億4,152万7,000円となっております。

御質問3-3、御質問2番のうち、滞納整理機構に移管した件数と金額について答弁させていただきます。

平成27年度中に滞納整理機構に引き継いだ件数については、税目ごとの合計の件数は146件となっており、その滞納金額は合計5,093万6,367円となっております。

御質問3-4、滞納整理機構に移管したもののうち、徴収できたものの件数と金額について答弁させていただきます。

滞納整理機構に引き継いだ後に納税いただいた件数は119件となっており、その納付金額は2,556万7,638円となっております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございました。

再質問で、滞納整理機構に回すのは金額か、例えば年月か、役場の方のその人の人物判断か、また利息を払えばよいのか、ちょっとこの答えをお願いいたします。

○議長（松本 保君）

税務課長、石黒君。

○税務課長（石黒廣輝君）

ただいまの御質問、滞納整理機構への移管の基準と申しますか、流れについての回答でよろしいでしょうか。

答弁をさせていただきます。

町税の滞納額がおおむね30万円以上の処理事案に基づきまして、納付実績のない滞納案件から順次、改めて納期限を区切らせていただきまして、それから最終通告を行った上で、納税相談等におきまして一定の納付計画での条件のもと、納付が履行されていない場合に滞納整理機構へ引き継ぐものとしております。

議員の質問の最後の利率と申しますか、延滞金の関連ですけど、それもあわせて納付計画に基づきまして相談をさせていただいております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（松本 保君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

細かく説明していただきまして、ありがとうございます。

大変だと思いますが、頑張って職員の方が徴収をやっていただくようお願いをいたします。

これで終わりとさせていただきます。

○議長（松本 保君）

以上で、榎本芳三君の一般質問を終了いたします。

次に、6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1番、学校給食費の無料化を。

全日本教職員組合の2015年度調査では、小・中学校の給食費の無償化を実施する自治体は45自治体あり、またそれ以外の一部補助も含めると199市区町村で実施されていると報告しています。学校給食の助成については、学校給食法第11条で保護者負担を規定しているが、施行に当たっての文部科学省の通達では、給食費の自治体の補助を禁止する意図ではないとしており、給食費への自治体の補助もここを根拠として広がっています。

6月議会で、無償化の問いに対して、学校給食に係る費用負担については、学校給食法第11条により学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費、そして学校給食の運営に要する経費、それ以外の経費については児童・生徒の保護者の負担とするということと規定されているので、この法律の規定に基づいて、保護者の方々には給食の食材費相当分のみ負担していただくと答弁しています。

そこで、以下の質問をいたします。

1番、文部科学省の通達についてどのように認識していますか。

この通達に基づいて無償化をする自治体がふえています。子育て支援拡充に向けて、南知多町でも小・中学校での無償化、または一部補助、第3子以降無償など対策を講じてはどうか。

2番、公契約条例について。

公契約法、公契約条例は、公共事業、公共サービスなどを民間事業者が発注する際に、低賃金を背景とするダンピング受注を排除し、公共事業、公共サービスの品質保持、事業者間相互の公正な競争を実現することを目的としています。公共工事、公共サービスに働く労働者に適正な働くルールと労働条件を確立し、公共事業を住民生活密着型に転換し、優先して地域中小業者に仕事が回れば、地域経済と雇用の再生、自治体の税収増につながります。

賃金下限設定を持つ公契約条例が全国で広がっています。愛知県も今年度4月1日から施行されました。

以下の質問をいたします。

1. 南知多町が発注した公共工事や委託業務に従事する労働者の賃金や労働条件、社会保障への加入について、法律に基づいて行われるよう町はどのような対策を講じていますか。

2番、平成25・26・27年公共工事設計労務単価の改定に伴う契約の取り扱いについて、

通知は出しましたか。

3番、元請と下請間の清掃代金額の見直しや労務単価の引き上げが行われたか、把握していますか。

4番、公契約条例を制定した自治体は、清掃労働者や下請労働者の単価が上がり、賃金アップにもつながったと聞いています。地元の中小業者に仕事が回れば、地域経済と雇用の再生、自治体の税収増につながります。公契約条例の制定についてどのように考えますか。

再質問がある場合は自席で行います。

壇上での質問を終わります。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問1-1の、学校給食法第11条の規定に係る文部科学省の通達につきましてどのように認識をしているかにつきまして、答弁をさせていただきます。

町教育委員会といたしましては、学校給食法第11条の規定は学校設置者と保護者の学校給食費における負担区分を明らかにしたものでありまして、そうはあるものの、学校設置者である自治体が給食に係る食材費を補助・負担することを禁止した趣旨ではないと捉えています。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今の質問のところで、負担区分を明らかにした、禁止した趣旨ではないというふうなことを言われています。でも、この前の6月議会のとくによくと、学校給食法によって規定されている。だから、その規定に従って行っているというふうな答弁です。その答弁でいくと、学校給食費の負担部分、給食費の材料ですね、負担部分は保護者の方に負担していただく、そういったことになっています。今の答弁とちょっと反対じゃないかなあというふうを感じるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

ただいまの議員の質問に対する答弁は1－2にも関連すると思われかもしれませんが、1－2の答弁ではなく、その前にお答えさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

○議長（松本 保君）

山下君に申し上げます。

1－2の答弁も先に行ってもよろしいですか。

○6番（山下節子君）

いいえ、後でいいです。

○議長（松本 保君）

今の回答の中に、1－2に関連することも入っていると書いていますが。

○6番（山下節子君）

2に関係するところは結構です。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

本年6月の議員の一般質問の際、答弁させていただきましたけれども、基本的には食材費については保護者の負担と、法律の規定に沿ってやりますけれども、ただ、今の私の答弁の延長線上にありますけれども、町が補助することを禁止した趣旨ではないと。ですから、そのときにも答弁させていただきましたが、例えば真に生活が困窮していると認められる御家庭に対しましては、就学援助制度によって全額補助をさせていただいておりますし、消費税が5%から8%に上がった際、その3%の分について、給食費を上げるのではなく、また質の低下を招かないように、3%分を町の補助とさせていただいたということです。私の今の答弁とは食い違わないというふうに理解をしております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

学校給食法については、これまで2回ぐらい答弁しています。そのとき、学校給食法の規定に基づいて保護者の方に負担をしていただくというふうなことで、それは法の規

定にあるからということでおさめて答弁がされてきていると思うんですけど、この学校給食法が一番大事な点が今まで見落とされてきたんじゃないかなあというふうに思われます。

学校給食法というのは昭和29年6月に施行されています。その後に文部省の通達が9月、3カ月後に文部省から通達が届いています。その内容について、従来、教育長のほうも答弁について、そのことについては触れていなかったと思います。

その負担区分について説明している昭和29年9月28日、文部事務次官の通達が今でも生きていますので、少し読み上げさせていただきたいと思います。

「従来は、学校給食を実施するための必要な経費の負担区分は学校ごとに区々であったが、法第6条及び政令第2条の規定によって、学校給食の実施に必要な経費は、原則として小学校等の設置者と給食を受ける児童の保護者とがそれぞれ分担することを定めた。これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人その他の者が児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。要するに、これらの規定は小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食がいよいよ円滑に実施され、健全な発達を見ることが期待されるという立法の根本趣旨に基づいて解釈されるべきである」というふうに通達が来ています。これは学校給食法並びに同法施行令等の施行についてということです。

今までについては、この施行令について答弁の中では含まれていませんでした。学校給食法についてはすごく重要なことだと思います。この施行令について、学校給食法に基づいて、その規定があったからこそ保護者の方に負担を求めてきたということをおっしゃいましたが、やはりこの施行令に基づいていくと、学校のほうで規定に基づいてただにするとか、規定に基づいてやるんじゃないかと、この法律に基づいて行われる学校給食は、設置者と保護者との間できちっと円滑に話し合いができれば給食費を無料化できるというような法律になっていると思います。その辺は、教育長はどのような見解を持っていますか。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

今、議員さんのおっしゃられる質問に対してでございますけど、学校給食法の、昔は

第6条、今は第11条に置きかわっておるわけでございますけど、そこには学校給食の実施に必要な施設設備の整備費、施設設備の修繕費、人件費に要する経費は学校の設置者の負担とし、それ以外の経費を学校給食費と規定し、保護者の負担としているというのが書かれておろうかと思いますが、ただ、保護者の負担するのは、あくまでこれは負担区分を明確にしたものであって、先ほど部長も答弁させていただきましたけど、例えば給食費に対する保護者の負担軽減といったことを目的にする町の負担を否定するものではないという考えでございます。

私の認識も同様でございます、例えば補助をするとか、そういったことにつきましては、御質問のとおり全国で政策的に補助をしておるところもありますが、南知多町につきましては、一応この負担区分の規定に従いまして実施しておるということでございます。

繰り返しますが、それだけではなくて、就学援助費でやっている部分もございますし、給食費の値上げの際にその分を町が持つということもしてきましたものですから、一応今後もこのような流れでいきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

学校給食法では、その大もととは学校給食法になっていると思うんですけども、施行についての文部省の通達では、全面的に設置者と、また保護者と、密接な関係によって配慮ができる、それは給食費の無料化を禁止するものじゃないというふうに着うたっています。

その施行について、まずきちっと、基本法以外に、もっとこれは施行についてまで法律じゃないかというふうに思うんですけども、その辺はどう認識していますか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

議員言われた通達というのは、法の取り扱い、運用のあり方を市町村に例示して示されたものというふうに理解をしております。

したがいまして、繰り返しますが、給食費そのものは負担区分が法で決められておる、だけれども、厳格にそこを突き通すのではなくて、例えば生活的に経済援助が必要な方には手を差し伸べるべきだということもありまして、そういったところの延長だというふうに理解をしております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

もう一度お聞きしたいんですけれども、この学校給食法並びに同法施行令について、このことについては認めるというふうでいいんですか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

冒頭に答弁させていただいたとおりです。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

今の質問については、町が文部省の通達についてきちっと認識するかどうかというのは、今後学校給食の観点でも押さえていくときにすごく重要なことだと思います。

ぜひ、これが文部省の規定ではなく、そういったことを押さえて今後取り組んでいただきたいと思います。学校給食法の規定は、父母でというふうな規定ではないというふうに押さえた上で実施していただきたいなと思います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問 1 - 2 の、通達に基づいて小・中学校の給食費の無償化、または一部補助、第 3 子以降の無償などの対策を講じてはどうかにつきまして、答弁をさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、学校給食法に基づく規定は先ほど答弁させていただ

たとおりでございますが、本来、食費というものは個人の負担に帰すべきものというふうに考えてございまして、給食の材料費につきましては、基本的には今後も保護者に御負担をいただくものと考えております。

ただ、御質問の給食費の一部補助につきましては、本年6月の議会の一般質問のとおりでありますし、それに加えて、近年の食材単価の高騰を踏まえまして、来年度の給食費、食材費に係る町の補助につきましては、さらなる増額につきまして現在検討中でありまして、学校給食のより一層の充実を図ってまいりたいというふうに考えています。

なお、全ての子供たちを対象とした給食費の無償化及び第3子以降の無償化については、現在のところ考えていません。以上であります。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今、この問題について話をしているのは、学校給食法についてなんですけれども、第1条が、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの、第2条、日常生活における食事についての正しい理解を深め、望ましい習慣を養う、学校生活を豊かにするというふうな教育の一環であると思います。

でも、今の答弁だと、少しそのこととは違うというふうな考え方を示されていると思いますけれども、根本にあるのは、学校給食においても義務教育の無償化を根本に私は話を聞いているんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

ただいま給食の取り扱いについて、私の答弁が不適切だったかもしれないわけですが、学校給食というものの捉え方ですが、今議員言われたとおりで、学校給食の目的は、心身の健全な発達に加えて、食に対する正しい理解と適切な判断力を養う、いわゆる食育を進める上で、子供たちが将来にわたって健全に成長できるようにという教材という意味をも含めて、重要な役割を担っているということは理解しております。

そういう意味で、基本的には食材費については保護者の負担ということではあります

けれども、町の補助を否定するものではないというところで現在まで補助を実施しておりますし、来年についても、今、食品の高騰によって、うちの子供たちの数が減ってきている、そして納入業者にとっては他市町と比較しますと遠方だということで、食材費が割高になる傾向もあります。そういったことも含めて補助の増額を検討していこうということで、具体的な金額は申し上げられませんが、今そういう検討をしておるということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

消費税が上がってからも給食費を値上げしていない、そういった面では評価してもいいと思います。でも、今後まだ無料化については検討していないというふうに言われました。

私は、全額を無償化するというのは、今でも予算で見ると大体6,100万ぐらいというふうになると思います。それは大きい。だったら、何とか第3子、多子世帯を、子育てを応援する意味で、第3子以降無料化にしたらというふうな提案もしたいんですけども、第3子は今現在、小学校で67名ほどいます。単純に計算すると、大体300万弱、280万ぐらいで補助ができるんじゃないかなというふうに計算するんですけども、その辺、ただ検討はしていないというだけじゃなくて、いかがお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

保護者の方に御負担いただいているのが給食費全体ではなくて食料の材料費という性質的なものを考えたとき、政策的な意図で第3子以降無償化とか、そういうふうな考え方をするのはではなく、全ての子供たちに還元できる、補助できるような、そういった流れのほうが適切ではないかというふうに考えています。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

この給食費無償化の狙いは、全ての子供たちに行き届いた無償化、全ての子供たちを、子育てをする世帯を応援する、そういう意味で私も考えています。でも、財政上とても大変だというなら、まずできるところから、多子世帯の応援からというふうで捉えて今言ったんですけど、全国的にも子育て応援として無償化する自治体がふえています。小・中学校全額無料化、それから半額、60%、80%負担、そういった考えがいろんな各市町で生まれています。

特に人口減少が進んでいる市町村では、子育て応援としてどんどん進んでいるんですけども、南知多町でもやはり子育て世帯、子供たちの減少が進んでいます。積極的に取り組んでいただきたいという強い思いでいるんですけども、その件について、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

基本的に、教育委員会サイドの答弁の姿勢が私の姿勢でございます。

先ほどの、最初の質問にもありますけれども、これは基本的に私ども地方自治体で食費のうちの材料費に対してでございますが、今の部分、補助、負担をしてはいけないとは言っていないということだけでありまして、多分に今議員が指摘した政策的な意味で、子育て支援をするんだから、第3子を無料にしたほうがいいんじゃないかとかいう御意見は御意見として承りますが、教育委員サイドの、義務教育ですから、できるだけ平等に、やるなら全体に等しくやりたいと。ただ、その中で生活保護、あるいはどうしても食費が払えない、その件に関してはフォローしていこうじゃないかという教育委員会のほうの提案を受けて予算をつけておるものでありまして、基本的には平等でいきたいという教育委員会の姿勢に対して、私もそう思っているところであります。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

基本的には平等でいきたいということには賛成です。

この問題について、この給食費について、やはり今の考え方というのは、すごく前向きな答弁だというふうに私は捉えています。今後、学校給食において着実に無償化の方

向へ取り組んでいただくことを願います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問2-1の、南知多町が発注した公共工事や委託業務に従事する労働者の賃金や労働条件、社会保障への加入について、法律に基づいて行われるよう、町はどのような対策を講じていますかについて答弁させていただきます。

公共工事や委託業務の契約書に添付される南知多町公共工事請負契約約款及び南知多町設計測量等委託契約約款におきまして、労働関係法令などの法令遵守を義務づけております。

また、設計金額500万円未満の工事につきましては、特約条項として、主任技術者、専門技術者及び現場代理人は、請負者と直接的な雇用関係が必要なため、保険証の写しの提出を義務づけております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今、法律で位置づけているというふうな答弁でしたんですけれども、この社会保障について町が位置づけているというふうな答弁だけだったんですけれども、実態については把握しているのでしょうか。

○議長（松本 保君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

今、議員の御質問では、実際に守られているかという、把握をしているかというところでございます。

このような法律に義務づけられた労働環境につきまして、実際の調査については実施をしておりません。労働状況や賃金の支払い状況等の確認につきましては、膨大な資料提出や点検が必要であります。業者にもかなりの業務量と処理コストが増加することから、現在は実施しておりません。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

今、全然実施していないというふうな答弁でしたけれども、今後できる範囲で町として実施していくべきじゃないかなあというふうに考えますけど、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

現在実施はしておりませんが、公共工事における適正な雇用とか賃金、労働条件の確保につきましては重要なことだと考えております。

今後につきましては、引き上げられた労務単価等、そういう労働条件につきまして、直接工事の受注者に対しまして指導のほうをしていきたいと考えております。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

受注者のほうに指導されるということでした。今後、今答弁あったように指導されるということを願います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問 2 - 2 の、平成 25・26・27 年年公共工事設計労務単価の改定に伴う契約の取り扱いについて通知は出しましたか、御質問 2 - 3 の、元請と下請間の清掃代金額の見直しや労務単価の引き上げが行われたかを把握していますかについて、関連がありますので一括して答弁させていただきます。

平成 25・26・27 年の公共工事設計労務単価につきまして、前年度と比べ大幅に上昇したことから、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等を促進するため、国は「技術労働者への適切な賃金水準の確保について」の文書及び「公

共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置について」の文書を出しております。本町には県を通じ、情報提供をいただいております。

その内容につきましては、新しい公共工事設計労務単価の早期適用などではありますが、町はこの通知を受け、県と同様の特例措置をとることといたしました。具体的には、平成25年については、平成25年4月1日以降の契約工事のうち、旧公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、請負代金額の変更協議を請求できるなどとするものです。平成26年については、平成26年2月1日以降の契約工事のうち、旧公共工事設計労務単価を適用して予定価格を算出しているもの、また平成27年には、平成27年2月1日以降の契約工事のうち、対象工事のうち、旧公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものを対象としています。

対象工事の調査を行ったところ、既に契約をしていた工事2件が該当しておりましたので、受注者に公共工事設計労務単価の改定に伴う契約の特例措置の対象工事である旨を口頭で伝えたところでございます。したがいまして、通知の形で文章では出しておりません。

御質問2-3の、元請と下請間の清掃代金額の見直しや労務単価の引き上げが行われたかを把握していますかについて答弁させていただきます。

元請と下請間の請負金額の見直しや、労働者の賃金の引き上げが行われたかどうかにつきましては、個別に確認をしていないため承知しておりませんが、元請と下請間の請負代金額や労働賃金が適正であることは配慮すべきものと考えておりますので、他市町村の対応、動向などを注視していきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今、労務単価については、大きな見直しがされています。大きな工場や公共工事で働く人たちの労務単価が、これまで平均よりすごく安かった、そういったことで事故とかいろんな不備な点が出てきて、国が見直しをしていると思います。

ただ、通知は出したということだけじゃなくて、実際にどこまでやられているか、そういった把握も町のほうはすることが大事だと思いますので、積極的にこの労務単価の引き上げのことを把握しているかというところでも、やはり通達して聞き取りなどをし

ながら、きちんと正確に行われているように確認していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

現在把握の調査はしておりませんが、公共工事の設計の労務単価につきましては、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであります。下請契約における労務単価や、雇用契約における労働者の支払い賃金を拘束するものではないということが、国からは示されています。そのために、元請業者と下請業者が締結する契約に町が関与できるかどうかなどに課題があると感じています。

ただ、仮に元請で働く労働者の賃金や労働条件が法令違反であることが明らかになった場合や、下請企業との契約が違法であることが明らかになった場合は、町は発注者として、指名停止により入札から一定期間排除するなどの措置を講ずることがあります。

労働単価については現状では調査は行っておりませんが、先ほど愛知県が4月1日か公契約条例を制定したということではありますが、県では10月1日から、労働環境の整備が図られていることを確認するための措置としまして、そういった労働環境報告書の提出を対象事業者に求めています。

こういった動向につきましては、引き続き県ですとか近隣、ほかの団体等の状況などを注視しつつ、研究をしてまいりたいと考えております。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど、法令違反をいたしたかどうかというところは、なかなか知る由もないというところだと思うんですけれども、その辺についてはどのように確認するかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（松本 保君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

法令違反があった場合の確認というところですが、法令違反があった場合で、逮捕、または控訴されたものにつきまして、指名停止の対象としておりますので、そういう報道、マスコミですとか、あと県のほうの指名停止の状況等、そういうものに注視をしております。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

わかりました。

じゃあ、次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問 2－4 の、公契約条例の制定についてどのように考えますかについて答弁させていただきます。

賃金などの労働条件については、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法において、地域の経済状況等を踏まえつつ、労働者保護のための全国的な整合性が図られているため、一定水準以上の賃金の支払いを規定する公契約条例を制定することは考えておりませんが、国及び近隣自治体などの動向の把握に努めていきたいと考えております。

なお、工事の発注につきましては、町の経済の活性及び町内業者の育成・振興を図る観点から、できる限り町内業者へ優先して発注する方針としているところでございます。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

公契約条例は、2009年ぐらいから野田市を筆頭に行われています。今、55自治体ぐらいでも進んでいるんですけども、政令都市とかそういうところが中心になっています。町のほうだと、まだそういう小さな市町村ではやられていないところが多いと思うん

ですけれども、公契約条例については、その市町村に合ったやり方で進めていくという考えも浸透していると思います。公契約条例ができる裏には、やはり最悪の事態を招いた事故とか、そういったことがあってやられています。

この南知多町でもぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、また、最後になりますけれども、今、南知多町では指名入札というところが主で、地域の事業者を大事にするというところからのことだと思うんですけれども、でも、一般の事業者、いろんな大工さんやそういった方たちの声を聞くと、なかなか自分のところにも事業が回ってこないというふうな意見も聞かれます。地域の活性化ということも含めて、このことはすごく大事なことだと思います。

今、南知多町では年に1回か2回ぐらい随意契約でプロポーザル方式も取り入れられていると思うんですけれども、この契約についてはすごくいいんじゃないかなあということと、また進めていくべきだと思うんですけれども、最後に町長に、公契約条例について、この町に合ったやり方といったことも考えながら、答弁いただきたいと思います。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

公契約条例を愛知県が4月1日からやったわけですが、それを拝見しておりますけれども、私ども小さな自治体において、もしそういうものをつくって、過大な書類とか事務手続を煩雑にするような内容にならん範囲で考えていくところはあるかなあと思っておりますが、答弁にあるように、他市町村等の動向も踏まえながら、下請泣かせとか、そういうことがないような形を何とかしてとるという姿勢だけは持った上で、対応していきたいと存じます。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

前向きな答弁だと思いますが、いつも思います。他の市町と一緒にというふうな意見と、それから国の動向を踏まえてと言いますけれども、やはりこの公契約条例については、国の発信とか横に並ぶんじゃないかと、自治体に合ったやり方で発信していくのがいいんじゃないかなあというふうに思います。これで終わります。

○議長（松本 保君）

以上で、山下節子君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は午後1時までといたします。

〔 休憩 12時00分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、1番、石黒正重君。

○1番（石黒正重君）

ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、これより一般質問を始めたいと思います。

なお、再質問については、自席にて質問をしたいと思います。

1. 南知多の住民総活躍についてです。

長野県下條村、南木曾町視察では、下條村は人口増加を実現、南木曾町は自然と文化財保護を優先する保存という観光産業を実現した町でした。どちらにも共通するのは、住民が参加し、行政と協働、行政は住民を信頼し、協働したことです。住民参加と協働の手本でした。

そこで、我が町の各分野において、住民参加と協働がどうなっているか、以下の質問をしたいと思います。

1. 管内視察をした豊浜放課後児童クラブについて、住民参加と協働がどう保障されたか尋ねます。

定員20名なのに3名の入所しかありませんでした。開設までの住民への周知はどう行われましたか。また、住民が参加する運営規約はあるのでしょうか。

2番、豊浜地区は、南知多の発展の牽引地区にもかかわらず、石の浦開発計画が宙に浮き、観光の目玉、貝がら公園や住民の活動拠点である豊浜の町公民館も放置状態。いずれも住民会議で提案され、南知多振興基本計画に位置づけられた住民参加の計画であります。住民は十分やる気があります。あとは、町が南知多の発展に豊浜地区を重点地区と位置づけるかどうかであります。その考えはあるのでしょうか。

3番、下條村の人口増加の切り札は、目玉である村営若者定住促進住宅の建設と子供を育てられる環境づくりでありました。

人口を一人でもふやす我が町の移住者に対するサポートは、町民とうまく協働できていないと思われます。民間は1人の移住者にあらゆるサポートができると思いますが、町の空き家バンクは民間とどのような連携が図れるか。移住者の方も町の活力になれると思うが、どうでしょうか。

4. 南木曾町は、江戸時代から続いた文化財を宿場景観、在郷景観、自然景観を一体とした妻籠宿を守る住民憲章をつくり、保存し、温泉も含め集落全体を観光産業としました。

我が町は歴史的建物、史跡、町並み、自然景観（里山も含む）が散乱し、放置されているものが多い。この原因は何だと考えますか。南知多の観光産業に生かせないのでしょうか。

5番、我が町は三河湾国定公園、南知多県立自然公園の区域がある。これら自然公園をどのように認識し、これまでに公園としての機能を持つ整備や自然保護法の目的である自然の風景地の保護と生物多様性の確保はどのように実施したのか。それに住民はどう参加したのか。

6. 自然公園の区域のある町を発展させるには、南知多地域振興基本計画を自然公園の区域のある南知多振興住民憲章として位置づけ直し、南知多振興住民憲章に基づくまちづくりとして、住民参加、町が予算化し協働することはできないのでしょうか。

以上で終わります。自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問1-1、管内視察をした豊浜放課後児童クラブについて、住民参加と協働がどう保障されたか尋ねます。定員20名なのに3名の入所しかありません。開設までの住民への周知はどう行われたのか。また、住民が参加する運営規約はあるかにつきまして御答弁させていただきます。

豊浜放課後児童クラブは、住民参加や協働で行っているものはございませんが、昨年6月に、町内で2カ所目の放課後児童クラブの開設に向けて、かるも保育所、大井保育所、師崎保育所の年中及び年長児の保護者と、豊浜小学校、大井小学校、師崎小学校の1年生から3年生までの児童の保護者を対象に、放課後児童クラブに関するニーズ調査を実施しております。

また、豊浜小学校、大井小学校、師崎小学校の3校を視察・見学し、教育委員会や学校と協議した上で、豊浜放課後児童クラブは、9月1日に豊浜小学校の校舎内に開設しております。

住民への周知につきましては、町広報7月1日号と町ホームページで開設のお知らせと入会児童の募集をしております。

また、豊浜小学校、大井小学校、師崎小学校の低学年の児童の保護者には、各学校を通じてチラシを配付しております。

なお、住民が参加する運営規約につきましては、現在のところございません。以上です。

(1番議員挙手)

○議長(松本 保君)

1番、石黒君。

○1番(石黒正重君)

ありがとうございます。

ただいま、住民の周知のためにニーズ調査が行われ、また各保育所、学校を回ったり、チラシを配ったり、さまざまな周知の方法をとられたという説明を受けました。

そこで再質問としまして、このニーズ調査の結果について、まずどのような評価をしているのか、お願いいたします。

○議長(松本 保君)

厚生部長、柴田君。

○厚生部長(柴田幸員君)

ニーズ調査の結果といたしましては、現在ホームページのほうに掲載はさせていただいておりますが、調査の内容といたしまして、豊浜放課後児童クラブができたときには、利用するか、利用しないか、わからないか、そういうような調査をさせていただいたものでございます。

その結果、利用するという回答の方が豊浜小学校で14名、大井小学校で4名、師崎小学校で8名という回答をいただいているところでございます。

(1番議員挙手)

○議長(松本 保君)

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

ニーズ調査によりますと、豊浜小で14名、大井小で4名、師崎小で8名という希望者があるというような調査結果が出ていますけれども、その方たちが入所に結びつかなかったのは、何か理由があるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

ことしにつきましては、年の途中から開所をしたということもございますし、今後、またふえてくると考えております。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

この希望者の方は、新しい豊浜放課後児童クラブの施設について見学をされたり、また施設の指導員等からのいろいろな説明等は受けているのでしょうか。

○議長（松本 保君）

今の発言は通告外になると思います。通告外にわたらないように留意してください。

○1番（石黒正重君）

はい、わかりました。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

それでは、今後、この人たちが利用する上で一つ気になったことがありました。それは、実施要綱とかを伺っていましたら、この中に、一つは利用料1万円というのがありました。それからもう一つは、運営委員会というのがありました。

このことにつきまして、もう少し具体的にお話し願えるとありがたいと思います。

○議長（松本 保君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

まず、利用料につきまして答弁させていただきます。

利用料につきましては、現在、一月1万円というふうになっております。

続きまして、運営委員会ですが、南知多町放課後児童クラブ実施要綱の第11条に運営委員会の規定があります。クラブの適正・円滑な運営を図るため、必要に応じ運営委員会を開催し、事業の検討及び事業実施上の諸問題について協議するものとする、こういう規定がございます。ただ、現在、運営委員会というのはまだ設けておりません。ここにありますように、必要に応じて運営委員会を開催してとありますが、現在のところ開催したことがありません。以上です。

(1番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

まず、利用料についてですけど、私のほうで調べたところ、美浜町は6,500円でした。5,000円が利用料、1,500円がおやつ代ですね。それから、東海市では低学年は無料です。高学年につきましては3,000円の利用料になっています。武豊町が利用料が8,000円、おやつ代が1,000円です。

この利用料というのが、大変父兄にとっては負担になると思います。今後これを検討していただけるかどうか、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

発言の途中ですが、石黒君に申し上げます。発言は通告外にわたらないように留意してください。よろしく申し上げます。

○1番（石黒正重君）

わかりました。

もう一点だけ、実施要綱の中から伺いたいのは、指導員というのがお見えになると思いますけれども、現在何名で運営されているのでしょうか。

○議長（松本 保君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

指導員につきましては、原則2名を配置することになっております。ただし、その2名が同じ方がずうっと2名というわけではなくて、10名ほどの登録というか、町のほう

でお願いしております指導員が交代で2名という形で放課後児童クラブのほうに当たっております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針によりますと、1名は研修を受けた方となっていますけど、その点については資格を持っているのでしょうか。

○議長（松本 保君）

先ほども言いましたように、発言のほうが通告外となります。留意してください。よろしくお願ひします。

○1 番（石黒正重君）

はい、わかりました。

それでは1番については、私の希望といたしましては、通告外になりましたけど、利用料金を考え直したり、運営委員会等が今後、設置されるようなことが必要じゃないかと思っています。

1 番は終わります。

2 番について、お願いいたします。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-2、南知多の発展の牽引地区である豊浜地区を町の発展の重点地区に位置づけることに対する考えはあるかにつきまして、答弁させていただきます。

本町はそれぞれに特色のある9つの地域から成っています。町全体の発展のためには、それぞれの地域の環境や特徴に応じた振興を図っていく必要があると考えておりますので、特定の地区を指定して特別に重点地区とすることは考えておりませんが、豊浜地区は町の中心部に位置し、水産加工業やプラスチック製品の製造業を初めとした工業の集積地であり、町の基幹産業である漁業の一大拠点でもあります。その意味でも、豊浜地区の持つ重要性や可能性は高いものであると考えております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

これは例えばの話ですけれども、豊浜を日本全体と考えれば、3つの地区が県になります。必ず県の中には都市が必要になってきます。やはり重点地区というのは、その町全体を牽引していく非常に大きな役割があります。人口も集中しているし、第1次産業も漁業、農業、そして工業、事業所と、さまざまな点でこの地域の活性化がなければ、十分な南知多町が発展するわけにはまいりません。今後、南知多町の位置づけを、ただ単に他の地区と同等に考えるのは、私はいかかなものかと思います。もちろん同等に考えながら、この町全体を発展させるにはどうしたらよいかという観点から、ぜひ豊浜地区については、特別扱いするわけじゃありません。豊浜地区が南知多の発展に大変重要な地域だという位置づけがあるかどうかをお聞きしたいのです。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

先ほども答弁させていただきましたが、豊浜地区の持つ重要性、可能性は非常に高いものであると考えております。この地区の潜在力や将来性をさらに引き出していく政策の必要性は実感しているところでございます。以上でございます。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

町長にお答え願います。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

今、企画部長が答えたのと同じ認識でおります。

○1 番（石黒正重君）

ありがとうございます。

それでは、3番に行ってください。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1－3、町の空き家バンクは民間とどのような連携が図れるかにつきまして答弁させていただきます。

空き家バンク制度における民間との連携につきましては、現在、各地域のまちづくり協議会にお願ひし、移住される方が地域に溶け込み、安心して生活していただけるための空き家相談員をお願ひしております。空き家相談員の方には、地域の生活習慣に関する助言及び相談、区への加入や地域活動の参加など区長との連絡調整、電気・ガス・水道事業者や家屋の改修業者等の紹介、地域の祭礼や行事などの情報提供、行政との連絡調整を行っていただいております。移住者に対するサポートを依頼しているところでございます。

また、物件の賃貸または売買の交渉及び契約につきましては、協力していただける宅建物取引業者を町が募集しまして、現在3名の方に登録していただき、売買の交渉や契約についてお願ひしているところでございます。

今後につきましては、現在実施中であります南知多町タウンプロモーション事業の中の、南知多町を好きになる人々をふやし、交流・移住・定住の促進を目的とした新たなホームページにおいて、町内の事業所等での求人情報、子育てに関する情報、医療・介護に関する情報などさまざまな情報を発信及び収集を行っていくこととしておりますので、移住者の方にも仕事や子育てに関する情報をお知らせしていきます。

また、既に交流・定住をされた方のお話を、このホームページの中に南知多で暮らす人たちというページを設け、これから交流・移住・定住を希望する方への参考となるように紹介しているところでございます。

空き家バンク制度を実施・充実させていくためには、役場だけではできるものであるとは考えておりません。移住してくる方はさまざまな要望がございますので、民間の方と協力してやれることがあれば積極的に取り入れ、空き家バンク制度の充実を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

現在、人口増加のために町が行っている重要な施策だと私も認識しています。

ただ、町のやり方について、1つ疑問があります。それは、常に町が全部決めて、そして決めたことを各区とか、それから民間のそういう業者におろしてきたりすることが大変多いわけです。

本来、このような人口をふやすための取り組みについては、例えば先ほど申されました区の相談者なんですけど、私の豊浜地区のある相談者は、はっきりと言います。相談されたときに、いろいろなことを動かなくちゃいけない。仕事を持っていて、そんなことはとてもじゃないけどできない。そういう各区の声も十分聞かない面が多々あるんじゃないかと思われまます。

どういうことかと申しましたら、町のほうの空き家バンク体制で全部体制を整えるのではなく、民間も含めた全体のサポート体制をどうしたらいいのかということ、相談の段階から住民に参加させるということが協働であり、そのことによってさまざまな住民の自主的な動きができます。例えば、ある工務店の方は、移住者の方と相談をして、リフォームの希望をいろいろと受け付け、対策を立てることができると言っています。

また、移住者の方は、その地域で仕事も探しています。そうしますと、その地域の方だけでは不十分で、他の農業者、漁業者等との連携もその中には必要になってきます。そして、町のほうは窓口になっています。窓口になっていていいんですが、町の担当者も自分たちができる範囲はここまでですと。あと移住を希望される方については、民間でしたら、その方を1日でも、1週間でも、1カ月でも対応できることがこれまでたくさんあったと思われまます。もっともっと民間の方の入ったサポートについて、ちゃんとした組織を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

議員のおっしゃる民間が入ったサポートということでございます。

今後とも、宅建協会さんとか、いろいろと民間さんとサポートしていくという考えがございまます。当然、地元の工務店、いろんな方を御紹介いただければ、そちらの方たちとも一緒になっていきたいと思っておりますので、御紹介いただければ私のほうから接触させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひまます。以上でございまます。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

そういう意味だと、従来と全く変わりがありません。

この事業をもっと発展させるための施策として、私はサポート体制を、民間と言いましたけど、民間の一番大きなものは、非営利団体である N P O です。もう何度か議会でも紹介いたしましたが、N P O は非営利団体でありますから、その方たちのさまざまな移住に伴うサポートができます。また、新しい移住者を南知多に紹介するに当たっては、名古屋とか半田とかでそういうセミナーも開催をしています。したがって、いわゆる民間というとすぐに事業者のことが出てくるようですが、事業者ももちろん中に入って当然しかりですが、やはりサポート体制というのは、いろんな人が集まって相談し合う、相談して協働していくのがサポート体制じゃないでしょうか。役場が全部決めたことを……。

○議長（松本 保君）

石黒君に申し上げます。持論については最小限にさせていただき、簡潔に質問するよう
にお願いいたします。

○1 番（石黒正重君）

したがって、サポート体制にそういういろんなことを相談、企画する体制づくりについては、お考えはないのでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

N P O に委託という部分だと思われまけれども、現在私ども、この空き家バンク制度をただいま N P O さんに委託までするという考えはございません。

まだ今の体制でも不十分だと思っております。先ほど言いましたまちづくり協議会さんにもいろいろお世話をいただいております。今後は、先ほど言いました工務店さんとかも、いろんな方と一緒にやっていきたいという部分でございます。一緒になって町全体で空き家バンクを充実させていきたいという考えでございます。

ただ、N P O さんとは、一緒にやれることがあれば一緒にやっていきたいという考え

を持っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

最後の質問になります。

一緒にやっていきたいということは、役場が企画したことを皆さんにお手伝いしてもらおうという意味と理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

役場が決めたことをやっていくということではございません。皆さんに集まっていたきまして、そこでどんなふうやっていったらいいか、皆さんの意見を聞いて、役場が勝手に決めてこれをやってくれという話じゃございませんので、その点のほう、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

理解いたしました。

そうしましたら、役場がこういうことについてみんなで相談したいということがあった場合、豊浜地区のどのような人が集められるのでしょうか。その中に、現在、NPO やそのほかさまざまな自主的な団体もありますけれども、そういう部分は参加することは難しいのでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

皆さんに集まっていただくのは大変うれしいことだと思っています。ただ、余りにも組織が肥大化するということになりますと動きが悪くなります。ある程度、まちづくり協議会の会員の皆様にもいろいろお願いしております。協議会のほうで御相談しながら、

どういう人を入れたらいいのか、どういう組織にしていったらいいのかというのを検討させていただきまして、こういう人がいいよというふうがあれば、その人たちを集めまして、余り組織を大きくしないような考えを持っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○1番（石黒正重君）

4番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問1－4の歴史的建物などを南知多の観光産業に生かせないかにつきまして、答弁をさせていただきます。

本町に残る歴史的建物や史跡、町並みなどにつきましては、各地区のまちづくり協議会など住民の方が地域活性化のため周辺整備などを行い、活用している事例が見受けられます。

現在、町におきましては、尾州廻船内海船船主内田家や梅原邸などの保存活用事業に取り組んでいるところでありまして、貴重な文化財建造物を後世に残していこうとしています。

さらに、今年度、文化庁の文化遺産を活かした地域活性化事業補助金を活用しまして、全額国費で文化財案内アプリを開発しているところでありまして、来年度以降の運用を計画しているところです。

町ではこうした取り組みが、文化遺産の保存活用に加えまして、観光活性化にも生かせるものと期待しているところでありまして、議員御指摘の放置しているとは考えていません。よろしくお願いいたします。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

各地区でそれぞれが地域の活性化のために地域の資源をさまざまに活用しているという事は、いろんなところで報道されています。ただし、それが本当に観光産業として南知多全体で取り組まれているのかどうか。そして、今のようなお話ですと、各地区で

取り組んでいるのであれば、観光客がもっとふえてしかるべきだと思いますが、例えば南知多に観光に来る人の中には、どのような人がどのような形で観光に来ていると認識しているのでしょうか。

○議長（松本 保君）

石黒君に申し上げます。通告外というふうに考えられますので、留意をお願いいたします。

（1 番議員挙手）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

それでは、先ほど、これらのいろいろな南知多の文化財とか、それからさまざまな歴史的な関係のものがたくさんある町だということは、住民は十分わかっているのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

これも通告外ですか。

○議長（松本 保君）

社会教育課長、森君。

○社会教育課長（森 崇史君）

住民の皆様が理解しているか、把握しているかということにつきましては、具体的な数字は持っておりませんが、いろいろな方から南知多町には多くの文化財がある、大切なものがあるということは伺っております。それゆえ、どの程度の割合かはわかりませんが、いろいろな方から大事だという認識を持っていただいているものと考えております。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

住民が地元にあるものをそうやって後世に残していきたいという気持ちがあるならば、例えばいろいろな昭和の時代の町並みとか、それから地元にあるものについて、そのことを観光客の人に紹介できるような状態になっていると思われませんか、どうですか。

○議長（松本 保君）

社会教育課長、森君。

○社会教育課長（森 崇史君）

現在、各地区で多くの方々の御努力によりまして周辺整備、あるいは観光マップ、あるいはホームページ等でいろいろ紹介をされております。こちら教育委員会社会教育課におきましても、今年度、文化財の案内アプリというものを開発しておりまして、こちらで多くの皆様に知っていただけるように、文化財を紹介できるものを整えたいというふうに考えて準備をしているところでございます。来年以降の運用を目指しております。よろしく願いいたします。

○1番（石黒正重君）

5番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、御質問1－5、我が町は三河湾国定公園、南知多県立自然公園の区域がある。これら自然公園をどのように認識し、これまでに公園としての機能を持つ整備や自然保護法の目的である自然の風景地の保護と生物多様性の確保はどのように実施したのか。それに住民はどう参加したのかについて答弁させていただきます。

本町の自然公園は、自然公園法に基づき、国や県により指定されており、すぐれた自然景観に恵まれた地域を保護し、末永く後世に引き継ぐとともに、生物多様性の保全に重要な役割を果たしていると考えております。

次に、これまでの自然公園区域内における町が行った公園としての機能を持つ整備には、大井の聖崎公園を都市計画公園として整備いたしました。また、師崎羽豆岬展望台を初めとする各所の展望台やあずまやなどの休憩施設を整備しており、工事に住民の参加はありませんが、観光協会各支部より地元負担金として工事費の3割をいただいております。

自然の風景地の保護につきましては、特別な施策は行っておりませんが、自然公園区域内で建築物の新築や土地の形状変更など一定の行為を行う場合は、町を經由し、許可届け出等を手続していただいております。

次に、生物多様性の確保につきましては、生物多様性の保全とは、自然環境を知り、破壊から守ることと持続可能な資源利用を進めることとされております。愛知県においては、生態系ネットワークの形成、経済と生物多様性の調和、野生生物の保護と管理、

生物多様性の価値観の共有、多様な主体の参加と協働を5つの行動計画の柱としてあいち生物多様性戦略2020を策定しており、本町においても、このあいち生物多様性戦略2020の中から、できることから取り組みを始めております。

生態系ネットワークの形成につきましては、官民学産の協働により、知多半島生態系ネットワーク協議会において、「ごんぎつねと住める知多半島をつくろう」をテーマに半島を3つに分けて活動しており、半島南部は抵抗性松を試験植樹し、里山再生の実験を実施しております。

経済と生物多様性の調和につきましては、地球温暖化への対応として緑のカーテン事業を実施し、町内保育所や公共施設への緑のカーテンの設置と、町民100世帯に緑のカーテンセットを配付し、各家庭で簡単にでき、地球温暖化防止対策について考える機会の創設を図っております。

野生生物の保護と管理については、外来種対策の強化として、半田南知多公園線周辺などに繁茂している特定外来生物の駆除を継続実施し、自然環境に悪影響を及ぼさないよう抑制管理しております。

生物多様性の価値観の共有については、環境学習の推進として、身近な自然に親しみ、観察し、大切な次世代に伝えるため町自然観察会を開催しており、また住民団体の協力により、持続可能な社会を支える人づくり、人の輪づくりを目的として環境共育推進事業を開催しております。

多様な主体の参加と協働については、自然との触れ合いの推進と多様な主体の参加と協働の推進について、これらの事業を推進することにより図られているものと考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

自然の風景地の保護として、幾つかの公園整備が上げられました。

南知多には、紹介された公園のほかに自然の風景地の保護が必要な地域がたくさんあります。

あと、そのほかの公園整備の計画は持っていないのでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

現在、自然公園法の公園事業としての計画は特にございません。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

自然公園法は、多分それに基づいて今回答弁していただいたと思いますが、自然公園法の中には、地方自治体の責務というのがあります。責務というのは、地方自治体がどのような責務を負っているのか、答弁願います。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

自然公園法によりますと、地方自治体、国、町を初めとする地方公共団体でございます。責務といたしましては、自然風景地の保護とその適正な利用を図るように努めること。それから、自然公園内に生息、または生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることに鑑みまして、それらの保護に関する施策を講ずるものとするというふうに認識しております。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

ただいま答弁がありましたけれども、大事な点が一つ抜けていまして、責務といえますのは、務は義務です。それは地方自治体が果たさなければならない責任だと思われまます。その責任について、例えば今の答弁の中でも、生物多様性の確保・保護のために実際にどの地域を確保しているのか、その地域の生物の40年前と現在では、さまざまな絶滅危惧種になりつつあるものがたくさんあります。

そういう観点については、保護するための施策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

環境省が指定した植物の植栽、それからそういうものの採取をする場合は、そういうことを届け出して、または許可を受けてとるとか、またはそういうのはいけないよとか、そういうのは規定されておりますので、そういうことに対しては、できないものはできない、守るべきものは守ると、そのように考えております。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

この南知多に住んでいて、生物多様性がいかに破壊されてきたかということについての認識がないようなので、非常に残念です。

蛍、ドジョウ、メダカ、さまざまな田んぼにすむ生物、野原にすむ生物、それらがさまざまに絶滅しかけている現状、それは地元ですんでいた生物です。そのものが絶滅しかけているのに対して、どうお考えですか。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

絶滅していく、そういったところを少しでも今後防いでいくために、大きなことは特に私ら環境課のほうでできないんですが、そういったことで、私たちとしましては、本町のそういった豊かな自然を守っていく、動植物を守っていくということで、平成27年度、昨年度より環境教育というようなことで授業を行っております。そういったところで4 団体、5 事業ありまして、NPOの皆さん、特にまた石黒議員も代表していただいておりますNPO田舎暮らし支援センター、そういったところにも御協力いただきまして、特に地元の子供たちを中心に、次世代を担う子供たちを中心に、そういった自然観察会ですとか、自然を守っていく、大切にしていくというところでの教育、そういった環境づくりを今しているというところでもありますので、今後とも御協力のほうよろしくお願いいたします。

○1 番（石黒正重君）

それでは最後、6 番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1－6、振興基本計画を南知多振興住民憲章として位置づけ直し、住民参加で町が予算化して協働することはできないかにつきまして答弁させていただきます。

南知多町振興基本計画は、町民と行政が目標を共有し、一体感を持って地域づくりを推進するため、地域の皆様とともに法規制や財政的制約にとらわれず、自由な発想のもとで地域の夢を乗せた将来像を描いた計画です。この理解の上で、行政はもとより地域においてもまちづくり推進のために活用していただくことを期待するものでございます。

なお、憲章とは、重要で根本的なことを定めた取り決めで、特に基本的な方針をうたったものであり、南知多町においては、昭和56年6月1日に南知多町民憲章が制定されております。南知多町においては、既に町民憲章が制定されていること、また南知多町振興基本計画につきましては、自由な発想のもとで策定されていることから、これを議員のおっしゃる南知多振興住民憲章として位置づけ直すことは考えておりません。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

ありがとうございました。

私は今回、南知多の住民総活躍についてという表題で一般質問を行いました。

現在、住民の皆さんは、この地域を自分たちで協力して自然を生かした南知多をつくりたいという要望が非常に地域にはたくさん生まれてきています。その住民の要望が十分反映できるように、私たち議員も一緒になって、住民とともに南知多の自然を生かしたまちづくりということを、一人でも多くの住民が参加し、活躍できるようなことを心がけて活動していきたいと思っております。本日はありがとうございました。

○議長（松本 保君）

以上で、石黒正重君の一般質問を終了いたします。

○議長（松本 保君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 13時55分]